

令和7年度特定最低賃金 審議に臨む方針（光学機械器具）

令和7年9月3日

使用者代表委員 加藤和男

特定最低賃金の審議に当たっては、令和4年3月4日付け申合せ「特定最低賃金の審議について（ガイドライン）」の2「特賃額改定の目安」にあるように、

- ① 企業内最低賃金に関する協約金額の増加額等労働者の賃上げの状況
- ② 地賃の引上げ額
- ③ 鉱工業生産指数等による理論値

の3点等を目安としつつ検討することとなっている。

使用者側としては、事業主として事業継続性が重要と考えていることから、「通常の事業の賃上支払能力」を測定する具体的なデータを最優先に、今年度の地方最低賃金の引上げ状況等も考慮し、誠実に検討していく。